



事務連絡
令和3年12月22日

関係各位

九州運輸局総務部長
(公印省略)

令和3年度国家公務員倫理月間の実施について(再送)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

件名につきましては、令和3年11月30日付け九運人事第229号で通知したところですが、別添の「国家公務員の再就職等規制」に関しましても関連事項となりますのでリーフレットを参考として送付することとしました。

貴職におかれましても、先に通知いたしました「国家公務員倫理規程」と併せてご理解のうえ、傘下会員事業者等の方々へ周知して頂きますようお願い申し上げます。

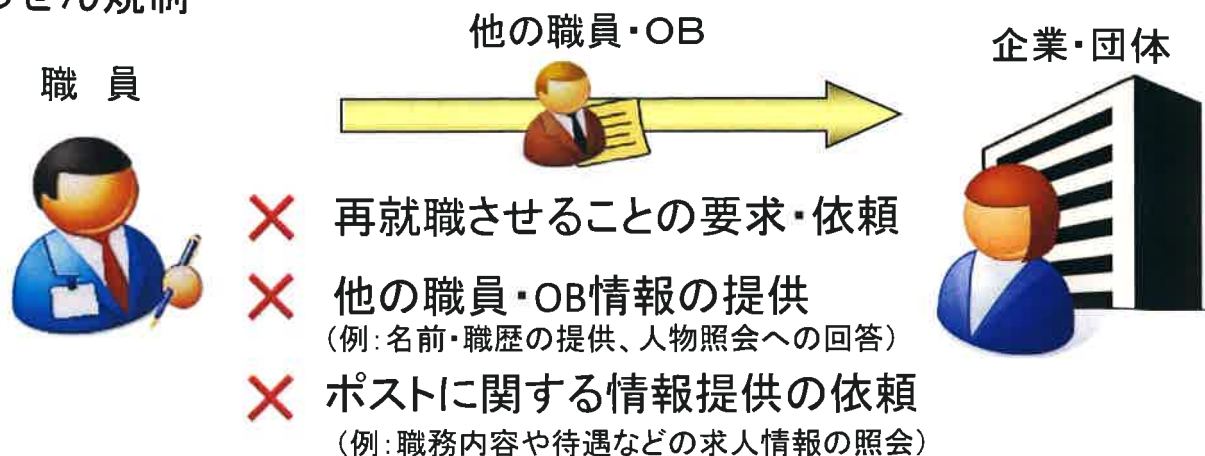
ご多用中のことと存じますが、何卒よろしくお願い致します。



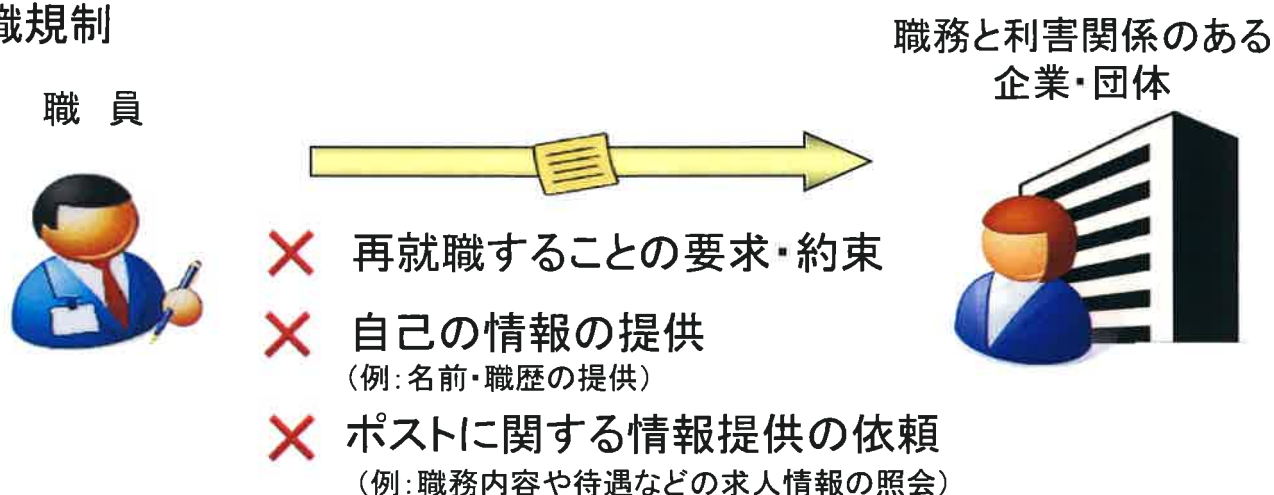
国家公務員法の再就職規制

(別紙)

◆ あっせん規制

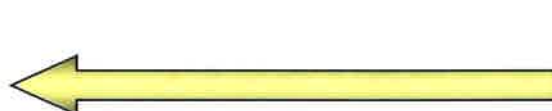


◆ 求職規制



◆ OBによる口利き(働きかけ)規制

OBがかつて在職して
いた組織の職員



(離職後2年間)※

- × 職務上の行為の要求・依頼
(例: 契約を有利にするよう要求)
(例: 許認可を認めるよう要求)
(例: 処分を甘くするよう要求)

企業・団体に再就職したOB



→ 規制違反の働きかけを受けた
職員は届出を行う

※ かつて自分がした処分・契約について
の口利きは無期限に禁止

【規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

国家公務員法の再就職の届出の義務

◆ 在職中の約束の届出

職員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

◆ 離職後の事前届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

【届出義務に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載しているパンフレット『国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」』をご覧ください。

- 内閣人事局ウェブサイト

- ・ホームページ

- 「内閣人事局」で検索

- ・退職管理・再就職等規制

- 「内閣人事局」+「再就職」で検索

- または

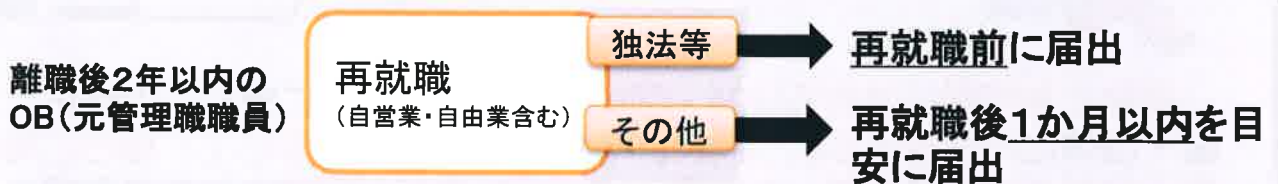
- 内閣人事局のホームページから「国家公務員の人事行政」をクリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック

再就職等監視委員会も、ウェブサイトで再就職規制に関する情報提供をしています。

国家公務員OBを採用しようとお考えの企業・団体の方へ

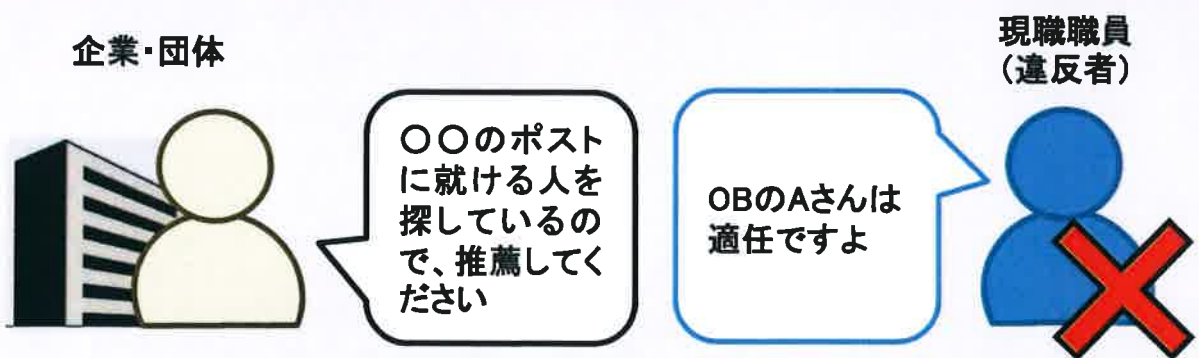
- ◆ 国家公務員OBを採用することに関して、企業・団体の皆さまに対する国家公務員法上の規制は何らありません。
(企業・団体に再就職した国家公務員OBが、かつて在職していた組織の職員に働きかけることについては規制があります)
- ◆ 一方、現職職員には、再就職に関し、あっせん規制と求職規制があり、再就職したOBには再就職の届出の義務がかかります(別紙参照)ので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

離職後2年以内の国家公務員OB(元管理職職員)は、**再就職について届出する義務**があります。また、**その再就職の情報は公表**されます。



離職後2年以内のOB(元管理職職員)は、所定の様式で再就職の届出をする必要があります。届出のあった再就職の情報は**四半期ごと**に公表されます。

国家公務員は、現職やOBの**再就職の援助(あっせん)**を行うことができません。



企業・団体から国家公務員OBの適任者の推薦を求められた現職職員が、**情報提供を行ったため、あっせん規制違反が認定**された事例があります。

あっせん規制違反行為が認定されて、**再就職したOBがその企業・団体を退職することとなった**事例もあります。

国家公務員OBを採用しようとお考えの企業・団体の方へ(つづき)

国家公務員は、職務と利害関係のある企業・団体への求職活動（再就職するためのやり取り）を行うことができません。

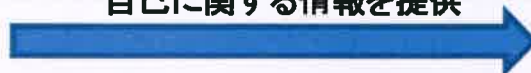
現職職員
(違反者)



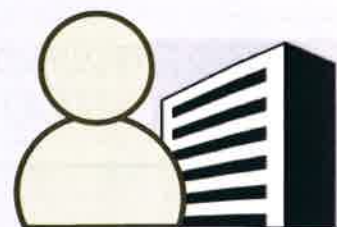
再就職の誘い



自己に関する情報を提供



職務と利害関係のある
企業・団体



職務と利害関係のある企業・団体の者が現職職員に対し、当該企業・団体に再就職するよう誘い、それに現職職員が応じて、自己に関する情報を提供する等した結果、求職規制違反が認定された事例があります。

求職規制違反行為が認定されて、違反者がその企業・団体を退職することとなった事例もあります。